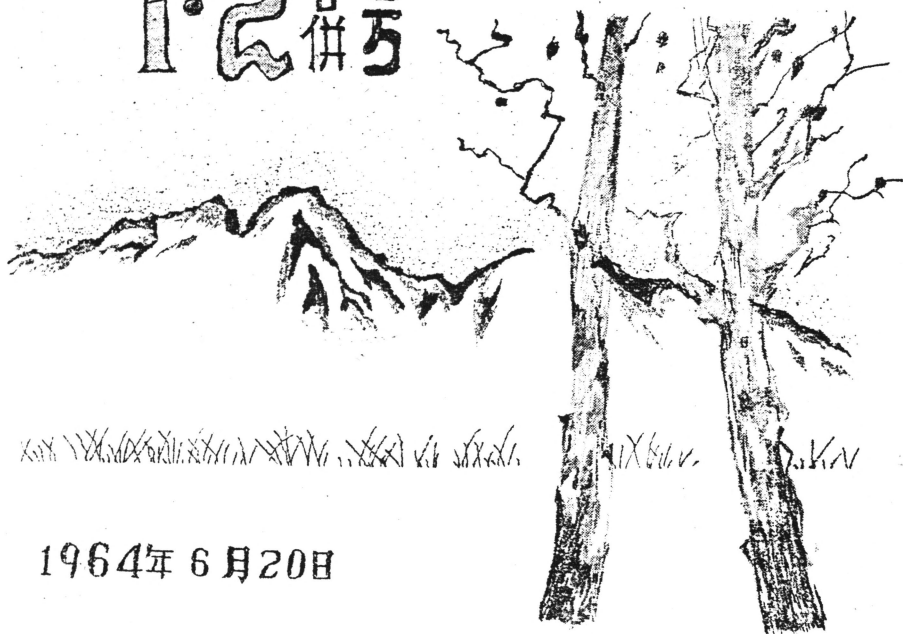


新時代

1・2合併号



1964年6月20日

文月会

新時代 1・2号合併

≡もくじ≡



巻頭言	竹内勝美	2
二つの祈り	勝川武	3
向題の要	中村茂	4
アメリカの盲人事情をみて	水井昌彦	7
盲人あんま師の問題点	桂田淳一	10
アメリカに学んで	中村久世	12
盲人と三療業	志村一男	15
キリスト教の盲人界	青木優	18
図書館のうちから見た盲人の点字	中谷弘子	22
教育白書から見た卒業生の進路	西岡恒也	25
留学をふえて	金慶煥	27
入学における一言教師	松浦茂晴	29
日本視覚障害者福祉研究会規約(案)		35
会員の皆様へ	1新会員の紹介	37
	2会費納入のお願い	
	3資金カンパのお願い	38
	4規約制定について	
	5例会のお知らせ	39
編集後記	大上康夫	39



言頭卷

われらの使命

竹内 勝美

視察應當者にして大学の門をくぐった者は
戦前戦後を通じて二目に近く、それぞれ社会に
出て教育・福祉・宗教・三療と各方面に活動
し、新分野を開拓した貢献すべき諸先輩も数
多く含まれている。

我々は社会のヒズミの中に、今なお喘ぐ多
くの視覚障害者の中から、大学の門を叩いた
一人である侥幸を感ぜしめると共に、その持
た知識を最大限に活用して、福祉推進の源動
力とならなければならぬと思う。自ら職場
で常に前向きな姿勢で、言い換えれば盲人の
権利を拡大して行く情眼で職責を遂行すると
共に、盲人の住みよい職場を作り、盲人の利
益となる事を積極的に計画し、実行して行か
なければならぬ。勿論現状に何らかの変化
を手える事であるから、多少の抵抗は必至だ

ろうが、それを克服しなければ盲人の権利は
拡大しないだろう。

今一つ大事な事は世論が政壇を左右する今
日では、単に一蹴を守るに止まらず、必ず果
敢と奮え、組織を活動する事を忘れてはなら
ない。それには「文月会」の組織を強固に
し、活動を活発にし、首領の指標となるべき
意見を機関紙等を通じて世に問う事であり、
大は全国的な組織を持つ盲人・教育・福祉そ
の他の団体に加盟し、指導的な役割を果すこ
とにある。そしてその為には身近かに存在す
る盲人協会・鍼灸組合・教員組合等に参加し
その時、その場から始まる盲人福祉を推進す
る地道な根柢な努力を要請されていると思う。
この活動こそが盲界に希望多き将来を約束す
るだろう。

ふたつの祈り

勝川 武



何かの会に参加すると誰もある期待を持つものである。わたしは文月会について二つの期待のような祈りのようなものを持っている。

その一つは、盲人の大学における勉強のハンディギャップを取り除き盲人が大学教育の機会均等は大切であるなどと言うことは、今更云うまでもないが、わたしは自分自身の経験からそれを痛切に考える。視力がもはや回復しないのだと自覚し、散散然だあぐく、考えたことは残された能力や技術を回復し、充分のほさなければならぬ。そのためには教育を受けることが、最も大切なことである。能力があれば田畑の財産を獲つよりも大学へ行きたいと云うことであつた。教育の機会均等は申

すまでもなく憲法で保障された基本的人権の一つであり、国民が不断的な努力を維持しなければならぬ国民的義務として重要なことである。この基本的人権の具体的の一つが盲人の大学進学問題である。しかし新しい憲法が実施され比較的多数の盲人が大学に進むようになって十数年になつたが、盲人を取り巻く勉強上のハンディギャップや卒業後の就職の機会や定額などの確保について現状では、殆んど改善されていまいように思われる。この重要な問題の解決のために、盲大学生のOBが経験や学識に基き、親睦を図りつつ意見を交換し、協力することは意義あることである。文月会がこの使命を果たして

れることを期待し祈るものである。

その二は大学において学んだ世界的・視野に立つ知識や理論を個人の生活の為に用いるのみでなく、盲人社会の開発・福祉に貢献することである。勿論文月会員が、日本全体の盲人の福祉を固めるなどと言うことは、大それたことであるし、たゞさんの人々の協力なしではできないことである。

戦後大学を卒業した者が割合・盲界の為に活動していかないように思われる。これは卒業後、日が浅いとかその他色々事情があるのだろうが、一つにはOBがバラバラで何の連絡も協力もなかったからではなからうか。現代の社会では産業界でも、学界でも個人アレーは効果が無い。共同経営とか、共同研究によって奥の産業や学問の進歩がなし進げられるといわれているが、大学卒業者の知識や教養を盲人社会の開発に役立てる為には、文月会の年一回の会合や校閲誌や文通などを通して、それ

その専攻の學問や経験に基ずく意見を述べ合い、これを激励したり、注意をしながら、お互いの若さを深め、親睦を図り、食糧を煮つことが必要である。その意識を会員各自の属する盲人団体や職場に反映させることが出来れば、盲人福祉や盲教育の振興に必ず役立つであろうと思うのである。そしてそれがやがて盲人福祉の爲の共同研究や共同事業に発展すれば、その活動が文月会外の若であつても文月会の果す役割は大きいのであつて、会員の親睦や相互扶助がこんな所にまで発展することを祈るものである。

まだ会のあり方ははっきり決つてゐるわけではない。圓を要する毎に会費全体で送りあげてゆこうとなつてゐる。来る関東地区の会がこのことが話し合われると思つたが、それぞれの内なる要求を、社会から寄せられる要求を靜かに考へ、会員自身の間であると共に社会に役立つ会となつてゐる。

なるように、文月会のあり方を祈るものである。

(筆者は岡崎盲教諭・文月会委員)



岡

崎

の

要

中村 茂



一社会に於ける失明者の生活領域の狭さや失明者自身に対する同国人達の偏見・侮蔑と云つた諸種の問題について既に過去多くの先輩達や同僚達の口を達して指摘され、或いは呼ばれて来た。

事実我々は今多くの難問に遭遇させられてゐる。暗眼者達の業界進出に伴い、あんま業の盲人優先や専業論、温泉地に於ける女子あんま師のあり方や深夜業問題、全盲マッセルの病院からの締め出し、業者と助手との関係、労基法等法に照した業と業界の姿、新職業問題、点字図書館や出版所に關する諸種の問題、日

言通を努めとする組織や団体に關する諸問題、或いは教育分野に於ける無数の問題等我々は数えるのに枚挙のいとまがない程である。

何等かの問題存在という事は、或る歴史の窮極まで続くだろう。

人間個々の存在そのものからして既に「問題との対決」という宿命的存在であつて——それは又生ある事の証拠でもあるが——その人間個々が策まれば、そこには社会問題、国家の問題、或いは世界の問題と言ふものが必然的に生じて来る。つまり「問題をかかえている」とは言ふ迄もなく、我々の世界にだけに限

られた事ではないと言う事である。

問題解決にあたるうとする時、我々はこの兩者の關係を正しく把握しそれを前提としなければならぬ。若しそうでなければ、そこには、無向意識」と同様の現象が生じて来るからである。所で絶えず変革を続けて来た世界史の中心にあって、その変革への役割の重要な動機となつたものは多くの場合、青年層や知識人であつた。

これらのものが歴史進展の立役者たる一般層の人々に火を点ずる役割を演じた。

これは歴史に於ける偶発的現象ではない。即ち純粋性や教しい熱情や広く深い知識や正しくものを見る目等は未明の社会、後進の國々にあつて、それらに新しい空氣を呼び入れる意となり得べき必然性を備えているのである。

二所がこの傾向は我々失明者の世界に於いては一級のとほ必ずし

も同様でなかつたと言わねばならぬ。

非常に少數の知識層がその役割を演じた形跡はないでもないが、こと青年層となると、この傾向は殆んど見られない。そしてこれには、まゝ或る種の必然性を伴つていると見られる。即ち青年層の保守性がそれであつて、これは我々失明者の世界に於ける著しい特色の一つと思われ。青年の過教性を抑制する老人の保守性、その老人の役割を青年層が果つて出ている。しかも我々はしばしば老人達の中に非常に進歩的改革者魂に燃えてゐる人々のある事を見出すのに。

三しかしこの様な傾向が何時までも続いている筈がない。我々、少なくとも最高の学府で学ぶ機会を得た者達は一は、速かに問題点の所在を明らかにし、その解決への手を打たねばならぬ。それをなさない事は、我々の怠慢である。この意味に於いて我々の機關紙は寧ろ淨化

作用的位置を我々の間に占めない事を期待する。過去數百年に亘つて我々の先輩達が「あんまりだの」「めくらしだのと、言つた言葉の中に残してくれた遺産、その下で我々ははし胸をえぐられ、人格を切り裂かれる苦杯をなめ續けて来たのではなかつたか。それとも我々は同じ遺産を更に増し加えて次の世代の者に送るべきであらうか。現に見よ、今温泉地に於いて「女あんま師」と言われる我々の同志達は、既に忘むべき遺産祖統の萌芽を有してゐるではないか。おそくこれが一般の婦人達の向題であつたなら、忽ちあの元書禁止表副読の頃と同様の啓蒙や政治運動が繰り上げられるであらうのに——自分達婦人の恥として——だのに何故我々の婦人達は何時迄もだまつてゐるのか。それとも「それは我々だけの向題ではない」とうそぶいて取談解放宣言前の米國黑人奴隷達のよう

に、誰かが解決を手えて呉るのを待

つか。

四我々は今ここに失明者の世界が抱えている諸問題を次の様々類型でさる

1. 社会に於ける諸問題

2. 教育に關する問題

そして社会分野に於ける問題は更に職業に關する、圖書館や出版所など文化面をええる機關、八日盲連・日盲社協・校長会等組織団体に關する問題、二その他に細分できよう。

所で、問題解決という事に於いて、最も重要な役割をなすものは何であろうか。それは立派や国家の良き政治や制度の変革であろうか。多くの場合、我々はどうか考へがちである。だがそれはやニ義の問題であつて根本たるものは人間自身ではなからうか。この事はおよそく万人が多分マルキシスト達でさえも、この半世紀程の経験から——認めざるを得ない所であらう。問題の重点がこ

こに移される時、教育というものの重要性が、改めて考へさせられるのである。

五全国の盲学校は出来る限り早い機会に、盲人史の時間を設け、日本と世界の盲人史と現代社会に於ける失明者の実情とを教えるべきである。盲学校で盲人史が教えられない事は日本のすべての学校に於いて日本史が教えられない事にも匹敵する愚かな事だ。若しかりに盲学校に盲人史の時間が設けられた場合、どのような結果が生じて来るか。先ず盲人史担当の教師が必要である。そこである特定の機關に盲人史の時間なりそのコースなりが増設される。一方では盲人史についての詳しい研究と現代の実情に關する精密な調査と資料収集が行われる。盲人史研究会・社会実情調査会等の活躍及びテキストの編纂、ここまでの過程に於いて我々は失明者達が一般社会から、どの様に扱われ、捨てられ、先輩達の

あの独特なパーソナリティーが如何に形成されて来たか・又現在盲学校卒業生達が社会で、どの様に奮闘しているか。業者達が如何に不当に彼等を扱っているか。彼等が如何に盲目的にそれに服従し、或いは腐敗のただ中で浮き沈みしているか。或いは又彼等の晩年がどんなに淋しいものであるか等をかなり正確に知る事が出来るだろう。

現在あまりにも多くの盲学校教師達が自分のまな弟子の「ゆくえん」について無知でありすぎる。生徒達に推して知るべきである。そして彼らに無知であると言う事は、おそろしく教育と言うものの無責任さを意味する。盲人史の時間に自分達の先輩の悲惨な実情を学び知つた生徒達は依然として問題について無意識・無關心であり得るだろうか。それでもなお彼等の保守性——寧ろそれは問題に對し、生に對する盲目無知ないしは知識不足といったものの所産に

しかずないのだが——は「保主性」として存はし得るだろうか。若しかりに彼等が在学当時、何等の目立った発言も動きもなされなかつたとしても、そのまま社会に送り出されたとしても「盲人史」の時間を経た彼等ほもはや、おそく新しい指導者にとつて扱いやすい対象となつてゐるのである。つまり彼等ほもはや改革改善予備軍となつてゐるのである。彼等ほもはや革命前のロシアの無学文盲の人々の様でなく、又米国黒人達と汚名を分かち合つ事もなくなるだらう。

「盲学校に盲人史の時間をおく」というさほど困難とも思われな一學問が向題解決への要となつてゐる事を我々ほ知るのである。



アメリカの盲人事情をみて

永井 昌彦

一九六〇年の秋、アメリカから帰つて面もなり頃、ある盲学校の先生方に講演したことがあつた。その時話したがまた卒業生の事情についての話に及んだので、私共のたずねたアメリカの盲学校では、卒業生の事情について、あまりよく知らないということを知した。すなわち卒業生のうちには、特設授産所で働いてゐるものもあれば、養鶏家もいる。売店勤務者といれば、ピアノ調律師・音楽家・教師・弁護士などゐると教へ上げるが、それでは授産所で働いてゐる者はそのうちどれ位かと聞くと、よく知らないとなうようなことある。これに対して「それで是我が国の盲学校の方が、ずっとよくや

つてゐるではないか」という声があつた。そこで向うでは卒業後の職業訓練や就職あつせんなどは他の機関で面倒をみてくれるので、盲学校はそこまでやる必要がないのだということを知してゐた。

この一言からでも想像されるように、盲学校の役割が、我が国とアメリカとでは、かなり違ふように思われる。我が国では盲人の為の機関は盲学校を除けば、点字出版所・図書館・光明寮などわずかしかなない。そこで様々な仕事で、盲学校に課せられるようになってくる。まず入学の勧誘が盲学校の先生にまづなされる。盲児の教育の外に弱視児の教育もしなければならぬ。時には年令の高い中途失明者が入つて来たり、又教養不熟と想われる程の盲精薄児

が選れて来られたりもする。そして本格的な職業訓練を施した上に就職のあつせん迄、盲学校の仕事になつてくる。点訳委任グループができる。その事務所が盲学校におかれたりもする。このように多様な仕事が課せられる為に、盲学校はその本来の仕事である盲児の教育、真に小・中・高校に準ずる盲教育に専念できない根みがある。

ところがアメリカではこうした様な仕事は、それぞれ別の機関によつてなされている。加給地方によつて事情は異なるが、そのような方向に向つて努力がなされている。就学前の盲幼児の為にほすスクール・カウンセリングやなわち盲児の父兄に対する相談助言の制度がある。盲児の為に保育園や幼稚園がある一方、普通の保育園や幼稚園でも盲児を受け入れている。学令期の盲児の半数は盲学校で、他の半数は普通学校で教育を受けている。どちらを選ぶか

は盲児自身やその家庭、またその地方事情などによつて決められる。事情により普通学校から盲学校へ、また盲学校から普通学校への転校が行われている。これは盲学校においてもその目標や内容において文字通り小・中・高校に準ずる教育が行われている。盲学校は、できることである。盲学校はすぐれた教職員と施設設備を持ち、時間も充分かけて一般校なみのレベルの維持に努めている。普通学校に学ぶ盲児の為に特別教室と専任教師を置いたり、巡回教師を配置したりして、盲児の特殊な必要に応えるよう工夫されている。

職業教育は盲学校では主として基礎的なもので本格的には、卒業後に盲人の為に補導所において、或いは一般の補導機関に委託して行われる。大学に進む場合は、盲人学生が、本の読み書きに支障を来す州または民間の機関が負担し、他方リーディング・ブライユ・システムも盛に行われている。

中途失明者に対しては、まず盲人としての適応がはかられる。それは食事作法、歩行、点字などの生活技術の再学習をも含み、訪問教師を通じて、或いは更生センターにおいてなされる。その後適性に応じた職業訓練が行われる。就職幹旅は州または民間補導の仕事で、専門家によつてなされる。転職は工・商・農・専ら門など他方面に渡っている。更にこのような教育や職業更生を支える為に様々な措置がなされている。即ち教科書・教具の製作・点字書籍や楽譜の出版・トーキングブックの製作・点字図書館・盲導犬の訓練・年金制度・レクリエーションの施設と棲食・年老いた盲人の為に施設・盲指導者の為に施設など枚挙にいとまがない。

このように盲人の多様な必要に対する事業がそれぞれ異つた機関によつて行われている。そして我々からみるとアメリカの盲人は非常に恵ま

れているようにみえる。しかしよく考えてみれば、それ程特別なことでないということに気づく。即ち瞎眼者の地位にしても、その年令その他による異った必要は、やはり異った状態によつて充足されているのである。このことは何も盲人に限ったことではないのである。むしろ視覚障害の故に忘れられがちなことが、顧られ、瞎眼者の状態に近ずける努力がなされているに過ぎないのである。

その根底には盲人は人であり、盲児は何よりもまず子供であるといつ考へがあるのであろう。人であり子供であるからには、人として子供としての要求がある。その要求の充足をほぼんでいる事情を技術的に解決するというのが、向題になつてくるわけである。しかも失明といふことは、何も歴史の人々にのみ限つて起ることではない。いつでも誰にでも起り得る現象である。ある人々は

「たまたま目が不自由であり、他の人々はたまたま目が不自由でない・即ち *Those who have eyes*」
Those who have eyes

「*Those who have eyes*」なのである。従つて失明防止に力を尽すと同時に、失明者の問題を技術的に解決する努力が社会の問題となつて来るのに不思議はない。

それは失明者を仲間として社会に参加させる努力であり、個々の盲人の幸福追求の権利が、行使され得る状態を作り出す努力であるとも云えよう。ただ実際問題として、それはやはり小集團の要求である為に、まずその事に特に関心を持った民間人の努力によつて進められ、やがて公衆機関もこれを取り上げるといふ事情はやむを得ないことであらう。そしてそれ故にこそ、これを正しく維持し、発展される為には相當な努力を要するものと思われる。アメリカの盲人にしてもその事情は、瞎眼者の

のそれに比べれば、やはり不自由なものであり、解決さるべき多くの問題を今後に残していることは、いつまでもない。

社会的・経済的に大きな違いのあるアメリカの盲人事情は我が国にとつては、あまり参考にならないと考へる人がある。しかし一般社会も産業界も欧米先進国も後を追つて日々変化しつつある中で、ひとり盲人対策のみが口めかしい依託を維持すべきでもないし、又できるものでもない。むしろ広く世界の情勢に目を配りて、我が国盲人対策全体の合理化近代化がはかられるべきである。その意味からアメリカの盲人事情はひとつの模範として、大きな価値を持つものと云えるであらう。

(筆者は東京教諭)





盲人あんま師の問題点

桂田 淳一

数多い盲人業者の中でも、銅鑊の
器に弄でて一家を成している人々に
ついては別として、あんま師の問題
について考えてみたいと思います。

ところであんま師の中でも多くの助
手を雇いて自動車を持ち、大々的に
営業を行つてゐる業者は、瞎眼者の助
手を大部分使つて、悪くあんまを主と
し、旅館等を対象に営業しておりま
すが、これらの業者はどの当事者が
盲人であつても、いわば盲人の取
域を狭めてゐるのであつて、盲人業
者にとつてはマイナスになつていま
す。しかもこれらの業者の間でも業
者間の競争や旅館業者の組合で、直
接のあんま営業所を作られたり、ま
たは旅館の仕事を取るのに多額の権

利金を要求され、困つてゐる業者
もあるようですが、何しろ巨額の
資本を有する人が多いので、さし
当つては問題外なのです。

今一番考えねばならないのは全
く個人で営業する弱小業者と、こ
れから独立する若いあんま師の向
後です。そこで個人業者の場合、
さきに述べた大きい営業所の圧迫
特に瞎眼業者の爲に、取域を狭めら
れるといふことが大きな事柄なの
です。彼らは自動車やスクーター
を乗り廻し、仮に範圍にしかかも數
連に妨きまわる爲に、杖を頼りに
ゆく盲人業者は対抗して行けず、
だんだん生活に困難にしてゆくの
です。そして遂には生活保護法の

適用を受けるほめに陥る人が多くな
りつつあります。そのように市角の
夜街を持ちながら、社会の助けを受
けねばならぬ状態に追いやられるの
も、あんま業界の放任行政を起させ
る罪惡だと考えます。

また個人業者の場合、当事者が病
應に侵され倒れでもすれば、忽ち一
家は路頭に迷ふかねばなりません。こ
れはまことに不安な状態であり、こ
れを救うには単に専業者のみでは、
不十分なのです。次に若い盲人あん
ま師が独立してゆく場合、相当額の
資本を必要とします。都合の場合、
尚巨額の資本が必要であり、結局
立がなかなか困難となるのです。最
も安定した病院マッセルの進歩は全

に肉の出でているし、若い人達に資金を貸して、独立を助ける程の實力ある若者は皆無だし、彼らに助ける強力は組織もない状態です。これもまた事業法では解決のできないことがうです。これらの困難な問題、解決する為には早急に積極的な対策を取らねばならないのではないのでしょうか。それこそ新しい盲人あんま師の領域を開拓する事だと信じます。

さてそれでは新しい領域とはどういうものが。結局は今日重要視されている産業マッサージや共同治療所のことです。今日共同治療所ばかり取り上げられ厚生省等も積極的に乗り出し、数ヶ所開設されたが、みなあまり良い成績ではなさそうです。これらあんまといふ業の本質からして、なかなか理想通りに行かないのが現状のようです。わたしはむしろ未知の分野かも知れないが、産業マッサージに大きな期待をかけるので

す。そこで産業マッサージの理想像をいくつかの対象に分けて考えてみました。

一 諸種の官庁または学校を対象とする。これらの役所や学校の中には医務室・理髪師・売店等の施設があり、マッサージ室を設けて休く職員達に利用して貰う。現在早稲田大学内の大隈会館にはマッサージ室があり教授や職員に利用され、大変喜ばれています。

二 国鉄関係・鉄道弘済会に付きかけ、国鉄の主要な駅にマッサージ室を作ること。東京駅には入浴所があり、これに附随してマッサージ室を設置する必要があると思えます。なお将来、長距離夜行列車にマッサージ室の車両をつけるようにし、乗客に利用して貰う。三 民間の大企業に付きかけて、会社の中や工場の中にマッサージ室を設ける。現在日本鋼管の社内で事故の為、失明した人がこれを

行っております。

四 労働組織に付きかけ各種労働会館または大工場、各種乗り物営業所に附属マッサージ治療室を作る。

五 長期の航路の汽船にマッサージ治療室をつくり、これにマッサージ師が乗り込む。これは将来捕鯨船など各種漁船・貨物船等に必ず医師が乗り込んでいるように、マッサージ師も乗り込むようにする。

六 各種ヘルスセンターにあんま治療室を作り、盲人業者を優先的に使ってもらふようにする。

以上が産業マッサージの大体の様子との考えですが、そこでこれらの新しい領域は全部盲人あんま師が利用できるようにすることは、彼らの生活を安定し且向上させるであらう。

しかしこれらの新領域を盲人が確保するためには必ず法的根拠がなくてはなら



ない。このようにして法的根拠に基
づき、日言連が職業のあつせんに妥
めるならば、その相續はますます強
化され、盲人の生活の太陽に向うが

如く共々にその組織も強力になるで
しょう。
(筆者は鍼灸按摩マツサージ業)

アメリカに學んで

—盲人の経験 世界の拡大—

中村久也

国際親善の氣運がますます高まり
つつある今日、外国へ歩をふみださ
んとして大志を抱く若人が多いこと
か。ことにアメリカに對してかかる
憧憬はひとときわ高い。ちまたにあ小
れる週刊誌や月刊誌の中にもアメリ
カについての紹介記事は、その數は
甚大にして枚挙にいとまがない。対
米の印象も十人十色、和なりのアメ
リカ生活の足跡を限られた紙面に濃

縮して、記述することは私の文才を
超越した技であり、アメリカの本質
あるいは実体にはふれえずして、筆を
おさめるうれいもある。ゆえに同時
私が念頭に抱いていた問題のあるも
のの主題に、アメリカの盲教育にお
ける物の見方、考え方の一端にふれ
ると同時に、我々日本の盲教育に準
び取るべき点にも言及したいとおも
う。

道路の歩行、階段の昇降、車の乗
降、これらの行動はすべて我々の日
常生活において、必然と偶然との両
要地をふくんでゐる。瞎眼にとつ
ては、道路の歩行は歩行自体が目的
であると同時に遊戯ともなり、學習
ともなる。事實彼等ほかけ、こをし
ながら歩いたりするへ交通事故の患
にいたる今日、かかる現象が少なくは
なかつたといへ、またかかる交通事故
のもとでこれらの現象がいまだ狂す
る事實の是非については、別の観点
から論ぜられるべきであるとしても、
階段の昇降にしても彼等は一段おき
に昇ったり、数段上からとびおりて
みたりもする。車の乗降にしてもこ
ばしば類似の現象がみつけられる。
ところが盲人にとってこれらの行
動は要なつた意味をもたらず。すな
わち歩行そのものに、ある種の訓練
を要し、階段の昇降に万全の注意を
注ぎ、車の乗降にいたってはけがなり

の神経を減衰せねばならない。ましてやこれらの行動を遊戯とかし、学習材料に転化するなご思いもよらないことである。畢竟するに晴眼児にとっては学習の一段ともされるこれらの行動が、盲児にとつては学習の対象とされるのである。ここに小たつの問題点が健狂する。そのひとつはかかる行動を、いかにして盲児に獲得させるかであり、たのひとつはかかる行動をとおして普通児が獲得する豊富な経験をいかにして、盲児にも獲得させるかである。アメリカの盲教育はそのかりきゅうらむにおいて「ヌタイオニオトム」なる名のもとに、前者の問題解決の糸口をたぐりつつある。しかしこれでもって問題の完全な解決がなされているとは思えないし、かつこれのみによって解決されることも考え難い。それともかくも、ここに私が問題にしたのは、後者の点である。

晴眼児に比し、盲児の経験世界が

極度に制限され、欠如している事は明らかであるが、両者の経験世界の質的差異もみのがし得ない。道路の歩行という経験をとり上げてみても盲児は主として、聴覚といわゆるオ六感へはなほ非科学的な表現だが今だこの点に關する定説がみあたらないとに較り、晴眼児は主として視覚に頼る。そして彼らは無意識的に、幾多の複式的経験を積る。遊戯にしても、これと同じ差異が認められる。投球した時楯がかれるボールの曲線、竹馬に乗った時生ずる視下の變化、着せ換へる人形で工夫する色彩の調和……等々は盲児にとつて、体験不可能である。これらの事が軌条論として、理解されるにしてもそれ以前に、幾多の漁次の意識的体験と、幾多の漁次の軌条論とが体積されねばならない。

アメリカの盲児教育はこの点から出発している。高等で系教觀念を積えつけると同時に、キューバリズム

やテイラースレイトなど、系教補助具をも使連させる。教科書を用いてみると、点図を縦横に活用しての系教の説明、それも自習すればおのずから、理解し得るように編集されていく。いうまでもなくプログラマティズムを背景にもつ、このカリキュラムは常に現実とタイアップし、軌条論に終らぬように相まれている。かくして豊富な教材を手にしたアメリカの盲児教育者は、さぞかし理想的な教育を施すものと想像される。ところが現実ほ必ずしも想像と一致するものではない。意向書をひもとしてみれば、教育の目的論や人間論はどこかに論ぜられていくが教育の現場とはいえ、私が教鞭をとった盲学校においては、教師も生徒も川の流れるにさからわず、しかも行く先き知らずの感が強かった。この



よつな現象を惹起した直接の原因は何でしようか・あたかも彼らの全障害を豊がな経済で放棄していることが主因であるかのごとくにも思われる・もしもそうだとすれば、同じく経済的豊かたな、このアメリカの学校においても同様の現象が見えられてしかるべきである。

私が親しく交際していた普通小学校の教師と話しや講演を依頼されて訪れたある普通小学校の児童と語った印象から、推測すると経済的な豊さは直接の原因ではなく、有因にすぎないと考えられる。ある盲児教育者の語るところによれば、要するにこれら盲児は経験に乏しいゆえに、その点で助成すべきであるという。したがってアメリカの盲児はその就学当初よりかなり豊富に体験を積み重ね得るようカリキュラムが組まれている。しかしながら彼らの教育は足踏み状態にある。実はこのようなカリキュラム自体の問題が温存され

ている。自明の事ながら盲児は暗眼児と同じ量の仕事をすることに、より多くの苦勞と時間を要する。ゆえに暗眼児と同じ授業時間内に、盲児が彼らと同等の効果をあげる事はまず不可能である。それにもかかわらず暗眼児の就学前に獲得した事を盲児は授業時間に、彼らはいかなる生活を営んでいるかも合せて考慮されねばならない。アメリカの盲児の授業時間外の生活も、私の見た限りでは日本の盲児のそれに近い。オナわちそのほとんどが、とりとめもなく友達とおしゃべりにふけり、ラジオを聞き流している。そこにはグリーエーションもイマジネーションもあり得ない。換言すれば發展性に乏しく、思考性に欠ける。

「われわれ盲人の幸はゆめあきにはわかない」という発言をしばしば耳にするが、是非は別の議論としても、かように発言する盲人は暗眼者の世界を、どう理解しているであらう。

う。私は確信する。われわれ盲人の知らない世界がいかに狭いかを。ここに例証した盲児の生活からもわかるように、彼らは遊びを知らなないのである。彼らの守護者は彼らが彼らの遊びであると主張し、彼らは遊びを知らないのではなく、出来ないのであると反論するであらう。もちろん視力を欠如した児童が視力を保持している児童と同様の方法で遊び得るとは誰も考えていない。彼らには遊び雰囲気や意欲が欠けているのである。いまだ表現化されていなかった問題があるだけに、ここを改めて認識する必要があるうかと思ふ。さらにこの臆測に、このひとつの問題が横臥している。すなわち類似別の集団化である。小学一年と小学二年とが、類似の集団を作るためにわけられている事は事実であり、当然である。なぜならこの集団は發展段階に依じて、わけられており小学一年生は翌年には小学二年生の経験

を得、小学二年生は前年に小学一年の経験を経てきているからである。しかし瞎眼児と盲児とをわけて集團化した場合には、お互いに双方の領域を体験し得ない。この集團の壁を除去した場合には、双方の立場を体験する事は不可能に近いかも知れないが、少なくともそれを身近に感じ、自分の身に轉化して、考へ得る。前者すなわち小学一年と二年との分離は、集團化がたてになされたものであり、後者すなわち瞎眼児と盲児との分離は集團が横になされたものである。専門教育の段階においては、集團化は後者の方法にしたがってしかるべきであろうが、義務あるいは一般教養としての教育においては後者の集團化は出来得る限り、さけられるべきであろう。ここで意味する経験の拡大とは一般教養に属するものであり、年少であればある程重大な意味をもたらす。

アメリカにおける盲児と瞎眼児と

のよき、効果をもたらししている。この点につき、さらに論求すべきであるが紙面の都合上、他の機会にゆずる。アメリカの盲教育は日本のそれに比し、はるかに先を歩みつつある。しかし今だその行く手は、盲人保護政策の路線を脱していない。新時代



盲人と三療業

志村 一男

編集委員会より上記のテーマをいただいたが、この問題はあまりにも大きく、その全てについて詳述し、かつ具体的に論求する事は限りある紙面では不可能な事なので、現在我が国の盲界において、種々の意味でもっとも焦眉の故ともいわれている盲人の職業確保、すなわちアンマ業優先問題を主として取り上げてみました。

に生きる我々一団となって、公示の盲教育を目ざしつつ、足を踏みださねばならぬ。

(筆者は三十七年九月より一年間アメリカのパーキンス盲に留学。名古屋市在住)

盲人の職業問題は我が国においても、また諸外国にあっても過去に多くの変遷がみられ、失明者がゆえに適職だといわれた業種は皆無である。ただ社会の善意と政治的保護によって、支えられかろうじて確保されてきた特になが国の三療業は、そのあり方は是非は別として、この業により多くの盲人の生活が維持され、また社会的にも貢献してきた。いにし

をより有能な盲人は各種の職業について成功しており、ユニークな人生も開始している。また今も三療業以外の業種へ進出するための講習度もあり、他の職業課程を設けて実験的に新職業教育を試みている盲学校もある。しかし現実の問題として社会的自立は困難で、特例をのぞいては三療業、それも多くの場合按摩師として、不本意にも方向づけられている事は遺憾ながら事実である。三療業は江戸時代に杉山神校をはじめ優れた先人の努力によって、盲人の職業として確立されたが、当時は普通一般の教育で充分でなかった。まして盲教育をおいて言や。そしてレベルの低い盲人によって、按摩業が行われたため、按摩本業の気風を失ない、このまじからぬ社会適性を形成する結果となり、それは今日もなお影響している。わが国は明治維新を迎え、西欧文化を急速に近代国家への道を歩みだした。その結果あら

ゆる分野にいちじるしい変改があり、また盲界も盲学校の設立をはじめ、多くの方面に改新的発展がみられた。そして資本主義社会が内蔵する弱肉強食の性格は、その後繁栄にともしない過速度的に弊害をもたらした。

盲人の将来を憂慮した先輩は一応安定した職業と思われるアンマの専業を志し、幾度か世論を盛り上げながらも種々の事情で法制化するにはいたらず、三療業は内務省令の職業規則の中で取り締まれ、アンマは甲ごにわたる事によって盲人の救済策とした。かくして専業は盛大な社会問題もあつた。表面的には一応平穩であった。

終戦後の三療業界は波瀾に満ちたもので、GHQの指令によって三療業の存続問題という一大不安にまみれた。相手は異国人、しかも占領下という特殊事情のもとでは、いよいよその解決を複雑にしたが、盲界は能力を結集して、空前の危機突破

に邁進した。当時私は師範部に在籍して、遠目国会に、また各関係方面へと学生運動を展開して、法律政財の實際を体験、法治国において幸福を実現するには福祉立法の制定が第一であり、自らの基礎理論をマスターする事が必要だと痛感した。運動の結果、三療業は安定合法化して矛盾をなくみながらも、ようやくその立法化に成功した。しかし指圧医業類似行爲者に対する対象療法的処置は後に三年延長をくりかえす要因となり、ぜん瘻協その他の団体は有利な条件獲得のために奇烈な運動を展開、盲人関係団体もいくたびか決起して、法制化の面ではピンチを脱してきた。しかし昭和三十六年には三十九年いっぽいという延長を内容とする司法の一部改正がおこなわれ、その際盲人にとって非常に好意的な附帯決議がつけられた。当時のしやうういの増徴状態よりみても、また最近各団体の動行、すなわち情

庄はかつての改正で、アンマの業務中に包摂されたこと云々。今では良しとせず、医業類似行為者自身分の規定を確立すべき言語同断というべきは不法業者までが、他の機に便上、その合法化に暗躍する等、その他リハビリテーションの問題をはじめ急迫した諸情勢から司法の大巾な改正は必要であり、その将来に対する安易な予断は決して許されない。

ここで近年時代の脚光を浴びているリハビリテーションの問題に少しふれておきたい。古来医療は病苦をのぞくための疾病治療であり、ついで疾病を未然に防ぐための予防医学であった。しかし今や第三の医学ともいふべき不完全治癒(癒)の場合行爲傷や身体に障害を残した時、その機能の回復をはかり、さらに可能な職業への道をひらき再度社会人として復帰するためのPT・OTなどの確立が医学界の強い要望であり、我が国にはこれに答えられる業種はな

く、そのすみやかなる養成が望まれている。しかし特に注意すべきは法律上うらづけのない者が、すでに高卒三訂課程でリハビリテーション学院として授業をおこなっていることである。

種々総合して思うに、将来は今アンマ師の業務範囲内にあるものを、三令されるべきが妥当で、その一は時代が求める高度なりハビリテーション。その二は医療その他の各種マッサージ。その三は軽易保健アンマである。前二者への門戸は有能な盲人のために確保すべきはもちろんアンマは盲人の取域確保の見地から優先措置が講ぜらるべきであり、その運動にあたっては政治的かけひきの常道にしたがって、まず職業的色彩を打ち出して、一歩後退しても盲人アンマ優先の基本ラインは勝ち取ることできるよう努力すべ

きである。

人はすべて平等の条件下におかれあらゆる機会均等に与えられるべきであり、特定の業種へ差別的に集中する傾向は決して望ましい社会のあり方とはいえない。しかし近頃のわが国の社会各方面における繁榮的な繁榮と、高度成長とは失明者に多くの福音と弊害をもたらしている。

この現実の世相を冷静に考察する時にたずねに理想の目を追ひ、一般論にとらわれる事は許されない。視覚障害というハンディキャップは悲しいが一部の有能な盲人をのぞいて多くの場合、自由競争放任の現状では日に日にやむなく後退し、適者生存の敗北者として、悲運な道をたど



りつつある。さらに盲人の非人道的な進出(盲人は盲業者の取域を侵食し、需要の多い地獄から追われ、交通

キリスト教の盲人界

青木 優

地獄その他の特余件のため、出路も思うにまかす。また盲人の経済的現状から施術所を設けて自宅治療へただちに転換する事も容易でない。かかるに盲人を導師危機打解のためには公営施術所設置を訴えることも、優先措置を実現すべく悲願へ一歩でも前進した形で、立法化し盲人職業の安定をはかり失明者の生活権を保護し、国民として当然享受すべき生きる權利と働く喜びとを守るべきである。

司政の改正に當って理想的未來使は種々考えられるであろう。盲業者の憂慮にたえない窮状を救う方策も他に多くある事と思ふ。しかし今やその時間的余裕にとほしく、いかなる方策も達見も期を逸するならば、むいかのあやめとなる。そこで盲人関係団体しようがをすて、早急に意見の統一をはかり、実現可能な目的に向つて惜いなき政治斗争を強力に展開すべき時である。

(筆者は東京都で三療業家)

編集委員会より上記のテーマを書くように依頼を受けたが、聖書の盲人界を記すためにはまずその人間観より始めねばならないことになりす。しかしこれにはぼう大分紮敷を要しますし、私のような任に耐えないところです。したがってここではキリスト教の人間観を盲人観との関係において、そのいくつかをスケッチ風に記して、その責任にかえさせていただきます。特に社会における盲人の存在意義を考える事にいたしました。

一 人間の平等性

聖書は人間が神により創像された存在がある事を語ります。それはいかなる人間も出来で、自分一人の力によつてのみでは、生き得ない存在

である事をあきらかにしています。そして本能的には人は上下の差別がなく、すべて自らのうちに神の霊をもろことを告げます。これは古代社会において徹底した奴隷制、男女の不平等が存在していた事実を思え、正に革命的宣言であります。そしてともすれば盲人はじめ身障者一人に色々な差別感を強くおこしやすい當時にあっては、強力な防護堤をさぐく事になりました。特に人間は身障者に限らず、すべて完璧ではなく種々の意味において、神の前にかげをもった存在である事を強調しています。二人間の尊厳

人はすべて神の命を宿しているがゆえに表面的に、いかなる境遇状態にあつても、その人格は總体的尊厳

をもっています。したがって盲人が表面的に障害をもち、社会的能力において欠ける面があったとしても、これを軽減することばあやまりであるばかりでなく、これは神の命への冒瀆として許されないこととみられています。

三人間の委任性及び指命

人間はすべて神の命を与えられている以上、その命をもちいて神に仕事をする責任が与えられています。したがって盲人としてこの世に生を受けていることも、それを単に不幸と考え、あきらめたり劣等感をもって卑屈に生きることは誤りです。ヨハネ・フクイン書三節のイエスの言葉はその点をあきらかにしたものであるとして、あまりにも有名です。すなわち生れつぎの盲人をみた時、弟子運が一体誰の罪のゆえにへいかなる原因でしかれが盲人として生れたのかとたずねた時、イエスは、本人が罪をおかしたので、また両親がおか

したのでない。ただ神の御技が彼の上にあらわれるためであると言われしました。これは盲人の存在意味をただ宿命的あきらめにもとめたりあるいは科学的原則による無意味な不幸とせず、そこに積極的意味を与えています。すなわち盲人である事は神の前には積極的意味をもち、指命感をもたねばならないことになります。古來この聖書の言葉による失明の不幸を克服した偉大な事業、偉大な足跡を残した多くの先輩のある事を私達は知っています。

四社会における

盲人の存在意義

(イ) 社会と個人 聖書は早くから社会と個人の有機的結合関係をあきらかにしています。社会はばらばらな個人の教会的集合体として考えられず、むしろ個人は社会というひとつの有機体の一部令としてみられています。したがって国家にしても民族にしても、その中にいる個人がしい

たげられ、抑圧された状態のままに存在していることを容認されません。病人・身障者・孤児・未亡人達が抑圧された状態におかれていることはとりもなおさず、彼らをその有機体の一部としている社会全体が痛み・痛み、汚されていることを意味しました。したがって個人が社会的平衡は未来に実現されねばならない。理想あるいは幻しではなく、すみやかに実現されねばならない有機体の健康回復の緊急不可欠な事柄です。

(ロ) 社会における盲人の意味

(A) このような社会では盲人は種々の意味で重要な役割を果たします。まずそれは社会の健康管理のバロメータです。盲人ははじめ身障者ら、社会的にはその障害のゆえに弱さをもち着座が抑圧された状態にあるならば、それは社会そのものが病氣であることを意味します。それは社会機構に欠陥があるのみならず、社会を構成している人々のたましいがやみおこ

るをてゐることをしめします。そこには人々の心に健康と活力と理想がなく、つかれたまた虚脱しはじめた利己主義が弥漫していることをしめします。並に盲人はじめ身障者達が平等に幸福に生られる社会は明るい命に満ちた健康体であることがわかります。聖書特に福音書にはイエスに出合った盲人達がそのまなこをひらかれ神の栄光を彼自身も周囲の人人も讃美する記事がたくさんあります。この記事はしばしばいやしの奇蹟といわれます。そしてこれを現代の科学的尺度からのみ、はかつて馬鹿けた作り話としてかたづけたり、逆に近代医学のいわゆる身心総醫學の立場から精神的健康が病気の回復に非常に影響することを理由にこの奇蹟物語を弁護したりしました。しかし聖書のおかしする心理はむしろ盲人の救いにより、その社会に救いもたらされたことを告げようとしているのです。すなわち病るくらい

社会に健康な明るい命が回復しつつあることを告げるのが、その目的です。イエス・キリストは少なくとも病氣治しを目的に活動された方ではなく、この世の救いの時がきたことをつづけるのがその目的でした。

(B)したがって盲人がこの社会に果た役割は自介のおかれた境遇を通して、この社会が今は病いにかかっているかあるいは健康であるかを告げることです。自介達のおかれた境遇が、盲人であるがゆえに抑圧され、無視されて、あきらめることはあまりですし、自介の責任放棄になります。しかし盲人がその障害にもかかわらず、それだけの強い自覚と指命感に生るには信仰あるいは何かの麗固たる精神的バックバーンがなければならぬ仕事だと思います。以上聖書の盲人感を現代社会とのかかわりの中で記してみました。これらの諸点からしめされますことを、次に簡単にまとめて私の責任を果

させていただきます。

一、私達が盲人問題を考える際、基本的に着目したいことは、現行日本国憲法の基本的精神を、すなわち平和・人権平等の精神です。盲人なるがゆえにその生活をおびやかされ、人間としての尊厳をきずつけられるような職業を強制されたり、あるいは生活権をうばわれるようなことば許されません。

二盲人がその社会的生存をおびやかされるような事体があるならば、それは単に盲界事体の問題であるばかりでなく、それは日本国民全体が病氣にかかっていることを意味していることを思い、声を大にして盲人の生活権の確保を訴えねばならないと思います。それは盲人の身勝手な要求ではなく、この国全体を健康にする上に大切な仕事だと思っています。

三したがって現在盲界のかかえている問題はむろん、まず盲界自体が克服する努力をしなければなりません。

んが、それと同時に広く社会全体に訴えて、強く世論を喚起し、その協力を得て、共に解決にあたらなければならぬと思います。その際見のがしてはならないことは、言界の諸問題は他の日本社会のもっている、

社会的諸問題とその根底において深く連なっているということです。例えば限られた国家予算をばう大な軍事費に投入すれば、たちまちそれは国の社会保障費や教育費に影響を及ぼすまい。私達は現行平和憲法をまもるために努力することも、世界平和のためさやかな努力をすることも当然言人問題と切り離せないつながりがあると思います。それゆえに言人問題なかでも私達の心を痛める言々多の就職問題・盲精進問題もこれだけ、単独に切り離して即座に解決することは不可能でしょう。涵める社会の諸問題の中のひとつの重大な傷口として、言人である私達が、特に他の諸問題とともに訴えつ

ずければならないひとつの大切な課題と思います。最近精進児問題がその壁を穿つ家族はじめの当事者達のためまめ訴えにより、ようやく世論を動かしたはじめたことは注目し値いすると思います。

四 現在盲教育にあっておられる方々の努力は並大程ではないと思います。多くの問題をかかえて、誘惑や困難をかかえている言界に若い生徒達を送りだす事を考えると、その心は痛むでしょう。またその中にあるなんとか彼らに希望を持ち得る社会を創出してやりたいと、努力しておられることに深い敬意を表します。しかしその努力が単に個人的な職業の開拓におわらないで、おなじ教育者の仲間、特に一般職員組合や労働団体の、さらに言論界と強いつながりをもって、子供達の苦業をこれらの人によく知ってもらう努力をしていただきたいと思います。またラジオ・新聞などに多くの盲教育関係の先生

方がその実体を披露されることも、大変効果があると思います。またこのゆがんだ社会に負けない強い意志と清い人格を植えつけることは、盲人教師にたくされた最も重要な仕事だと思います。

五 私のような宗教家もこの人格教育の基礎的仕事を受持つ者として、責任の重要性を覚えます。宗教はアヘンであってはならないと思います。社会の重い現実を耐え、高い使命感をになう人間を作り、新しい健康な社会を生みだす人間創造の努力をせねばならないと自覚します。この点、私自身聖書による明確な人間観をあたえられ、言人としてこの世に生かされている意義を知らされたことを感謝しています。盲教育をはじめ言界の現場に立っておられます皆さんに、より純粋な啓蒙され励まされつつ、微力ながら今後一層与えられた指命に奉仕して行きたいとすがってあります。(筆者はオゴリー教会牧師)

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

来の進路を決しかねている児童生徒がたくさんあります。こうしたことを国家思索の憂因とかならずしてしまえばそれまでですが、「人づくり」という良心的なメカニズムに乗せられた教育の中で、私たちの使命の大きさを考えさせられます。

このような社会機構の中で距離的に疎遠になりがちが私たちを、有機的に結びつけてくれるのが、機関誌「新時代」です。今回も皆さまの積極的なご投稿をおまろしいたのですが、私たちのピーアールの不足が、まったくなかったことは残念でした。したがって編集委員会（菊川・竹内・玉田・高橋・永井・中野の各氏と大上）で、原稿執筆者をきめ、ご依頼申しあげたのが、主になりました。私たち編集にたずさわった者の微力も手伝ったのことに、大いに反省しておりますが、皆さまもどうぞ「新時代」をよりよくするために一層のご協力とご支援をぜひにお願いたします。

最後に皆さまの健康とご多幸をお祈りして、筆をおきます。

新 時 代 ©

(1.2合併号)

発行日 1964年6月20日

発行所 大阪市東淀川区東三国町2の20

文月会事務所

発行責任者 文月会代表委員

高橋 寛

編集委員 菊川・竹内・玉田・高橋・永井・中野・大上・



発行所

大阪市東淀川区東三国町二の二〇

文月会事務所

発行責任者

文月会代表委員

高橋 實